

重要事項説明書

1. 事業者

法人名 医療法人 徳隣会
法人所在地 佐賀県鳥栖市弥生が丘六丁目82番地
電話番号及びFAX番号 TEL 0942-82-4400 FAX 0942-82-4455
代表者氏名 理事長 堤 光太郎
法人設立年月日 2016年4月12日

2. 事業所の概要

事業所の種類 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)
事業所の名称 つつみクリニック久留米 訪問リハビリテーション
所在地 福岡県久留米市梅満町1133 - 5
電話番号及びFAX番号 TEL 0942-33-3300 FAX 0942-33-3301
管理者氏名 管理者 堤 美希
指定介護保険事業所番号 4012712941

3. 営業日及び営業時間

- 営業日 : 月曜日 ~ 金曜日
- 営業時間 : 9:00~18:00
- 休業日 : 土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇日1日(カレンダーに合わせ連休)
12月29日~1月3日

4. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(2) 事業所の運営方針

- ①指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- ②指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、事業所は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ③指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画(以下、「訪問リハビリテーション計画」という。)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。
- ④指定訪問リハビリテーションの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。
- ⑤事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)の内容

- ・身体機能、日常生活動作、嚥下機能等の維持・回復に向けての評価及び練習
- ・日常生活の中で安全に行える運動の指導
- ・利用者及び介助者に対する動作・介助方法の指導
- ・日常生活及び介助しやすい環境整備に関する助言
- ・利用者の生活、健康状態に応じた、必要な医療・福祉機関との連携

5. 職員の概要

職種					
医師	常勤兼務	1 人	理学療法士	常勤兼務	3 人
言語聴覚士	常勤兼務	1 人	作業療法士	常勤兼務	2 人

6. 実施地域

通常の事業の実施地域は、久留米市、鳥栖市、筑紫野市、小郡市、八女市、神埼市、大川市、筑後市、吉野ヶ里町、上峯町、広川町、みやき町、基山町、大刀洗町とする。（事業所を中心に半径16km圏内）

7. 利用料金

・介護保険利用時の自己負担額

1回（20分）を308単位（要支援の方は298単位）として、1週6回までの利用が可能です。（退院・退所から3ヶ月以内は週12回まで利用が可能です。）

利用例：2回（40分）を週1回利用した場合

308単位×2回×4日＝2,464単位

2,464単位×11.00(地域区分加算)×0.1～0.3（1割～3割）＝2,710～8,131円（1か月の自己負担額）

別途、条件に合わせて以下の短期集中リハビリテーション実施加算、退院時共同指導加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算、リハビリテーションマネジメント加算、口腔連携加算、サービス提供体制加算等がかかります。

◆加算・減算について

【要介護1～5の方】

短期集中リハビリテーション実施加算：200単位/1日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算：240単位/1日

退院時共同指導加算：600単位/回

リハ計画診療計画未実施減算：－50単位/1回（20分）など

【要支援1～2の方】

短期集中リハビリテーション実施加算：200単位/1日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算：240単位/1日

退院時共同指導加算：600単位/回

リハ計画診療計画未実施減算－50単位/1回(20分)

利用開始日の属する月から12月超：－30単位/月

・医療保険が適用になる場合は、診療報酬に基づく金額となります。

8. 支払方法

利用料は、月末締めで計算をして、翌月15日以降に請求書をお渡しします。翌月末までに事業者にお支払い下さい。また、口座引き落としや銀行振り込みにも対応いたします。

（口座引き落としは、翌々月12日引き落としとなります）

9. 定期受診

訪問リハビリテーションを継続するためには、当クリニックの訪問診療が必要となります。他院がかりつけの場合は、定期的にかかりつけ医へ受診して頂きます。また、当院宛の診療情報提供書が3ヶ月毎に必要となり、当事業所が他院かかりつけ医へ依頼致します。かかりつけ医受診の際に書類作成費を請求される事がございます。

10. 秘密保持

サービスを提供するうえで知り得た個人情報は、利用者等の生命・身体に危険がある場合や、サービス提供機関間での情報共有が必要な場合以外では、決して利用致しません。

11. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化等があった場合は、主治医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡いたします。

1 2. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の専用窓口でお受けします。

事業所相談窓口	0942-33-3300
受付時間	月～金曜日（国民の祝日・年末年始を除く） 午前9時00分～午後6時00分

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

久留米市役所(介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒830-8520 久留米市城南町15番地3 TEL：0942-30-9247 FAX：0942-36-6845
小郡市役所(長寿支援課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒838-0198 小郡市小郡255番地1 TEL：0942-72-2111 FAX：0942-73-4466
筑紫野市役所(高齢者支援課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 TEL：092-923-1111 FAX：092-920-1786
佐賀中部広域連合 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル5階 TEL：0952-40-1131
大刀洗町役場(健康福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒840-0826 三井郡大刀洗町大字富多819番地 TEL：0942-77-2266 FAX：0942-77-3063
鳥栖地区広域市町村圏組合(介護保険課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494番地1 TEL：0942-81-3315 FAX：0942-81-3316
大川市役所(健康課) 受付時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、12/29～1/3を除く)	〒831-0016 福岡県大川市酒見256-1 TEL：0944-87-2101 FAX：0944-88-1776

<p>八女市役所(介護長寿課 介護保険係) 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)</p>	<p>〒834-8585 福岡県八女市本町 647 番地 TEL : 0943-23-1353 FAX : 0943-30-1505</p>
<p>筑後市役所(高齢者支援課) 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)</p>	<p>〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地 TEL : 0942-53-4111 FAX : 0942-52-5928</p>
<p>広川町役場(福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)</p>	<p>〒834-0115 福岡県八女郡広川町新代 1804 - 1 TEL : 0943-32-1111 FAX : 0943-32-7044</p>
<p>吉野ヶ里町役場 東脊振庁舎(福祉課) 受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (土日祝日、12/29～1/3 を除く)</p>	<p>〒842-0104 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 777 番 TEL : 0952-52-5111 FAX : 0952-53-1106</p>

1 3. ハラスメント禁止について

- (1) 事業所の従業員が、利用者またはその親族に対し 1 3- (3) 及び (4) に該当する行為を行った場合には、利用者は本契約の解除権を有するものとします。
- (2) 利用者またはその親族が、事業所の従業員に対し 1 3- (3) 及び (4) に該当する行為を行った場合には、当法人は本契約の解除権を有するものとします。
- (3) 本契約第 8 条- 3 項によって禁止されるセクシャルハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。
 - ①性的な冗談、性的なからかい、性的な質問
 - ②容姿あるいは身体的な特徴に関する発言や質問
 - ③食事やデートへの執拗な誘い
 - ④抱きつき・胸や陰部、おしり等の身体への不必要な接触ないしその要求
 - ⑤キスや自身の陰部を触らせるなど性的な行為ないしその要求
 - ⑥必要なく下半身を丸出しにすること
 - ⑦性的な書式、写真、ビデオ等を見せつけること
 - ⑧その他上記に準ずるような性的な言動

(4) 本契約第8条-4項によって禁止されるパワーハラスメントとは具体的には以下の行為をいいます。

- ①叩く、殴る、つねる、ひっかく、首を絞めるなどの暴力
- ②包丁などの刃物を向ける、物を投げる、つばを吐きかける
- ③脅迫、暴言、いきなり奇声を発する
- ④名誉を棄損したり、人格を否定する
- ⑤正当な理由もなく一方的に怒鳴る
- ⑥高圧的な態度で接する
- ⑦気に入っている介護サービス従業者以外に批判的な言動をする
- ⑧サービス内容に含まれないサービスを要求する
- ⑨執拗に住所や電話番号の個人情報を開示することを要求する等私的な事に過度に立ち入る
- ⑩その他上記に準ずるようなもの

1 4 . 虐待の防止の措置に関する事項

(1) 虐待の発生又は再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待防止検討委員会を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的を開催するために研修計画を定める。
- ④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。

(2) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

訪問リハビリテーションサービス説明同意書

医療法人 徳隣会 つつみクリニック久留米訪問リハビリテーションの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

事業主

【事業者】 医療法人 徳隣会

【住所】 佐賀県鳥栖市弥生が丘六丁目82番地

【代表者】 理事長 堤 光太郎 (印)

事業者

【事業者】 医療法人徳隣会 つつみクリニック久留米 訪問リハビリテーション

【住所】 福岡県久留米市梅満町1133-5

【説明者】

私は、サービス提供開始に際し、事業者より上記の重要事項説明について説明を受け、確認、同意しました。

契約者(利用者)

【住所】

【氏名】

家族・身元引受人・代理人

【住所】

【氏名】

(続柄:)

附則

この重要事項説明書は、2025年4月1日より施行する。